破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第５１１号
北九州市小倉北区熊谷２丁目33番16号
破産者　桑原　俊二
1　破産債権の届出期間　平成28年２月17日まで
2　一般調査期日　平成28年３月16日午前10時10分
平成28年１月20日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２３号
名古屋市北区黒川本通２丁目18番地　サンコート黒川301号、従前の住所名古屋市中区栄１丁目18番22号　グランコート白川公園404号
破産者　長屋　昇一
1　破産債権の届出期間　平成28年２月22日まで
2　一般調査期日　平成28年４月28日午前10時20分
平成28年１月21日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２４１号
愛知県北名古屋市鹿田2512番地１　グリーンシティ　D一603
破産者　金森　直美
1　破産債権の届出期間　平成28年２月22日まで
2　一般調査期日　平成28年４月21日午前10時
平成28年１月21日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４１６２号
福井市開発５丁目2002番地
破産者　株式会社ジャン・フィリップ・ダルシー・ジャポン
1　破産債権の届出期間　平成28年２月22日まで
2　一般調査期日　平成28年４月11日午後２時30分
平成28年１月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５９６号
広島市南区東雲１丁目12番21一101号
破産者　内冨　　進
1　破産債権の届出期間　平成28年２月22日まで
2　一般調査期日　平成28年３月25日午前11時50分
平成28年１月22日
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６２９号
堺市西区浜寺船尾町東２丁267番地
破産者　泰良　忠司
1　破産債権の届出期間　平成28年３月10日まで
2　一般調査期日　平成28年４月18日午後１時30分
平成28年１月21日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８１５号
堺市西区上173番地34
破産者　ブルームこと　下原　敏広
1　破産債権の届出期間　平成28年３月10日まで
2　一般調査期日　平成28年４月14日午後２時
平成28年１月21日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６６号
愛媛県今治市近見町３丁目４番43号、開始決定時の住所愛媛県今治市広紹寺町１丁目４番９号
破産者　羽藤由美子
1　破産債権の届出期間　平成28年３月10日まで
2　一般調査期日　平成28年５月12日午前11時30分
平成28年１月22日　松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第８２７号
大阪府羽曳野市島泉６丁目１番20号
破産者　株式会社翔美
1　破産債権の届出期間　平成28年３月14日まで
2　一般調査期日　平成28年４月25日午後１時30分
平成28年１月21日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２７号
福岡県朝倉郡筑前町安野44番地３
破産者　阿比留長門
1　破産債権の届出期間　平成28年３月25日まで
2　一般調査期日　平成28年４月25日午後１時30分
平成28年１月21日　大分地方裁判所日田支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２７年（フ）第３２号
福岡県大牟田市上町１丁目２番地の１
破産者　有限会社長崎屋硝子店
異議申述期間　平成28年３月22日まで
平成28年１月22日
福岡地方裁判所大牟田支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第９５０６号
東京都世田谷区松原１丁目20―21
破産者　戸部　隆志
免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
平成28年１月22日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２８年（ヒ）第１００２号
福岡市博多区山王１丁目10番27号
清算株式会社　株式会社タカツ商事
代表清算人　城戸　國弘
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第２０７５号
東京都中央区築地４丁目３番12号503号
清算株式会社　株式会社キャスター
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第１３号
長野市豊野町豊野字沖602の１
清算株式会社　豊電機株式会社
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
長野地方裁判所民事部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第２０７６号
東京都北区田端６丁目１番１号
清算株式会社　株式会社アドバネクスモーションデザイン
代表清算人　吉成　　睦
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権の内容
協定債権者数、協定債権額等は以下のとおりである。
協定債権者数１名
協定債権総額
元本及び開始決定前日までの利息・遅延損害金　1,176,266,985円
開始決定以後の利息・遅延損害金　額未定
2　協定債権の弁済
清算株式会社株式会社アドバネクスモーションデザイン（以下「会社」という）は、別紙「協定債権者」欄記載の債権者(以下「協定債権者」という）に対し、本協定の認可決定確定日から１か月以内に、別紙「弁済額」欄記載のとおり、後記４「弁済の方法」に従って弁済する。
3　協定債権の免除
⑴　開始決定日以後の利息・遅延損害金
協定債権者は、本協定の認可が確定したときに、開始決定日以後に発生する利息・遅延損害金全額について免除する。
⑵　元本及び開始決定前日までの利息・遅延損害金
協定債権者は、前記２「協定債権の弁済」記載の弁済金全額につき支払を受けたときは、協定債権額から弁済額及び上記⑴の金額を控除した残金すべてにつき、免除する。
4　弁済の方法
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者が文書にて指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により行う。振込に要する費用は、協定債権者の負担とする。
⑵　会社は、本協定に基づく弁済期日の１週間前までに、協定債権者から指定預金口座の通知がない場合、当該協定債権者については弁済の受領を拒絶したものとして、弁済金の支払いにつき東京法務局に民法494条に基づく弁済供託をすることができる。
5　残余財産の換価・追加弁済
⑴　清算人は、前記２の弁済後、会社において新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価の上、協定債権者に対し、換価金額から必要な費用を控除した残額を、前記２の弁済後の協定債権額の割合に応じて支払う。
⑵　前項の場合、協定債権者が前記３の規定により行った残債権の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部